## 基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目２－２－４　　機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること

（１）共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順

（２）承認された計画を実施する手順

（３）決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順

【分析の手順】

・確認された自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。

※自己点検・評価の結果を踏まえた改善の取組に加え、自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果、設置計画履行状況等調査において付される意見等、外部者による意見及び監事、会計監査人からの意見、教育研究上の基本組織の重要な見直しの検証等がある場合には、これらの対応措置も含む。

・自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、特に教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する。

・点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を行い、対応措置等を策定する際に利用していることを確認する。

・（１）の手順を経た上で機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規程上定められていることを確認する。

・機関別内部質保証体制を規定する規定類において、対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する。

・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式２－２－４）

| 評価の対象 | 検討、立案、提案の責任主体 | 検討、立案、提案の方法を規定する規定類 |
| --- | --- | --- |
| 教育課程 |  |  |
| 施設設備 |  |  |
| 学生支援 |  |  |
| 学生受入 |  |  |

・承認された計画の実施の責任主体一覧（別紙様式２－２－４）

| 評価の対象 | 実施の責任主体 | 実施の方法を規定する規定類 |
| --- | --- | --- |
| 教育課程 |  |  |
| 施設設備 |  |  |
| 学生支援 |  |  |
| 学生受入 |  |  |